

「一括請求 Assist」ソフトウェア使用約款

第1条（使用許諾）

株式会社商工組合中央金庫（以下、「当金庫」といいます。）が提供する商工中金でんさいサービス（以下、「でんさいサービス」といいます。）の利用契約者（以下、「お客さま」といいます。）は、でんさいサービスの一括記録請求データ作成用ソフトウェア「一括請求 Assist」（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を、本使用約款の各条に従うことを条件に無償で使用することができるものとします。

第2条（利用する目的の範囲）

当金庫はお客さまが当金庫の提供するでんさいサービスを利用する目的の範囲で本ソフトウェアの使用を許諾します。

第3条（使用の制限）

- 1 お客さまは、本ソフトウェア及び付属するドキュメントについて、第三者への移転、譲渡、再使用許諾等を行ってはならないものとします。
- 2 お客さまは、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等について、リバースエンジニアリングその他の方法により解析を行ってはならないものとします。
- 3 お客さまは、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等について、変更または修正を行ってはならないものとします。
- 4 お客さまは、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等に表示された著作権表示を削除してはならないものとします。

第4条（ソフトウェアの権利関係）

- 1 本使用約款に基づく使用許諾を除く本ソフトウェアに関連するすべてのプログラムおよび情報等に関する一切の権利は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティアに帰属します。
- 2 お客さまは、本使用約款に基づく使用許諾を除き、本ソフトウェアに関連する全てのプログラムおよび情報等に関するいかなる権利も有しません。

第5条（機密保持）

お客さまは、本使用約款に基づく本ソフトウェアの使用継続中または、使用終了後にかかわらず、本ソフトウェアに関連するすべてプログラムおよび情報等について、第三者に開示してはならないものとします。但し、以下の各号に規定する情報は、機密保持の対象外とします。

- (1) 当該情報を取得した時点で既に公知となっていた情報

- (2) 本使用約款に違反することなく当該情報を取得した後に公知となった情報
- (3) 当該情報を取得した時点で既にお客さまが保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず合法的に入手した情報
- (5) 当金庫から開示された秘密情報を利用することなく独自に知得したもの

第6条（従業員等に対する措置）

1 お客さまは、お客さまの従業員、派遣社員、嘱託社員等お客さまの指揮・命令を受けて、お客さまの業務に従事する者（以下、総称して「お客さまの従業員等」といいます）に対して、本使用約款の目的に必要な範囲で、本ソフトウェアを使用させることができるものとします。なお、お客さまは、お客さまの従業員等に本ソフトウェアを使用させるにあたって、本使用約款においてお客さまが負っている義務と同等の義務を遵守させるものとします。

2 前条の規定に関わらず、お客さまは、本ソフトウェアの使用のために必要な情報をお客さまの従業員等に開示することができます。但し、この場合、お客さまは、お客さまの従業員等が、知り得た前条所定の情報を第三者に開示若しくは本使用約款の目的に必要な範囲を超えて利用または使用しないよう適切な措置をとるものとします。

第7条（使用許諾終了時の義務）

お客さまは、本使用約款による本ソフトウェアの使用が終了した場合、本ソフトウェア本体、関連する全てのプログラムおよび情報等を、お客さまの責任と負担において破棄するものとします。

第8条（損害賠償）

本ソフトウェアを使用してお客さまが期待する結果が得られない場合、および本ソフトウェアを使用した結果、お客さまが直接的あるいは間接的に損害を被った場合は、本ソフトウェアないしデータの瑕疵その他原因の如何に関わらず、当金庫は賠償の責めを負いません。

第9条（使用許諾の終了）

1 当金庫は、お客さまが本使用約款に違反したとき、または当金庫が本ソフトの無償提供を中止する等の場合、本ソフトの使用許諾を直ちに終了できるものとします。

2 お客さまは、本ソフトウェア本体、関連する全てのプログラムおよび情報等を、破棄することで本ソフトウェアの使用をいつでも終了することができます。

第10条（規定の変更）

当金庫は本使用約款を変更する際は、当金庫ホームページ等、当金庫の定める方法によ

りお客さまに告知します。お客さまが変更日以降に本ソフトを使用する場合は、変更した使用約款を承諾したものととして取扱いします。なお、当金庫任意の変更によって損害が生じたとしても当金庫は一切責任を負いません。

第 12 条（準拠法・管轄）

本使用約款の準拠法は日本法とします。本使用約款に関する訴訟については、当金庫本店所在地の管轄裁判所とします。